

経営強化計画の履行状況報告書

令和8年6月

のと共栄信用金庫

目 次

1. 経営環境および震災復興への取組み体制	1
(1) 経営環境	1
(2) 震災復興への取組み体制	1
2. 収益の見通し	1
(1) 令和8年3月期決算の概要	1
イ. 預金積金	1
ロ. 貸出金	2
ハ. 有価証券	2
ニ. 損益	2
ホ. 自己資本比率	3
(2) 収益見通しの概要	3
3. 剰余金の処分の方針	4
4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	4
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	4
イ. 地域経済の現状	4
ロ. 新型コロナウイルス感染症の影響	5
ハ. 能登半島地震等の影響	5
ニ. 当金庫の基本的な取組姿勢	6
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	7
イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	7
ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	9
ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	9
(3) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況および新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	11
イ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況	11
ロ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	13
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	17
イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	17
ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策	17

ハ．早期の事業再生に資する方策	17
ニ．事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	18
5．財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	19
（１）経営管理に係る体制および今後の方針	19
イ．ガバナンス体制	19
ロ．経営強化計画の進捗管理	20
（２）法令等遵守態勢（内部通報制度を含む。）および今後の方針	20
（３）業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針	21
イ．内部監査体制	21
ロ．外部監査体制	21
（４）与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針	22
イ．信用リスク管理	22
ロ．市場リスク管理	22
ハ．流動性リスク管理	23
ニ．オペレーショナル・リスク管理	23

1. 経営環境および震災復興への取組み体制

(1) 経営環境

当金庫の主要な営業基盤である石川県七尾市は能登半島の入口に位置し、能登観光の拠点となる和倉温泉を有しており、宿泊・サービス業などの観光業が、主要産業の一つとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が大きく減退し、また令和6年1月の能登半島地震、同年9月の奥能登豪雨を機に、人口減少、少子高齢化が急速に進みました。更に、人手不足、物価高騰の影響も重なり消費は弱く、地域経済全体は停滞している状況であるものと思われます。

一方で、復旧・復興関連工事等が進展し、復興需要は着実に改善しており、先行き見通しも緩やかに回復してくるものと考えております。

(2) 震災復興への取組み体制

このような環境の中、当金庫に協同組織金融機関として期待されている役割と責任は極めて重大であり、当金庫としては、それらを果たしていくため、なお一層の努力が必要であるとともに、円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の面的再生に資するためには、強固な財務基盤を構築する必要があるものと判断しました。

そこで、令和8年3月31日、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第28条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関として、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、96億円の資本支援を受け、財務基盤の強化を図りました。

この資本増強により、令和8年3月期の自己資本比率は20.53%と大幅に改善し、地域社会や経済環境の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保したことから、今後は、新型コロナウイルス感染症や能登半島地震の影響を受けた地域経済の再生に向け、当金庫の主要なお取引先である中小零細事業者をはじめとするお客様への十分かつ円滑な資金供給を積極的かつ継続的に実践してまいります。

また、経営強化計画を着実に実行していくことにより、地域の協同組織金融機関として、一日も早い地域の復旧・復興および地域経済の活性化に貢献してまいります。

2. 収益の見通し

(1) 令和8年3月期決算の概要

イ. 預金積金

預金積金残高は、令和7年3月末比3,119百万円増加し、341,153百万円となりました。

科目別では、定期性預金が2,104百万円、要求払預金が1,014百万円、ともに

増加しました。

ロ. 貸出金

貸出金残高は、令和 7 年 3 月末比 9,282 百万円増加し、191,798 百万円となりました。また、預貸率は 2.23 ポイント上昇し、56.22%となりました。

ハ. 有価証券

有価証券残高は、国債・株式・外国証券・投資信託の売却と地方債をはじめとした国内債券の償還等により、令和 7 年 3 月末比 10,284 百万円減少し、79,469 百万円となりました。

■資産・負債の推移

(単位:百万円)

	R8/3 実績	R7/3 実績	増減
資産	364,943	353,501	11,442
うち有価証券	79,469	89,753	▲10,284
うち貸出金	191,798	182,516	9,282
負債	346,763	343,756	3,007
うち預金積金	341,153	338,033	3,119

二. 損益

令和 8 年 3 月期決算においては、日銀の政策金利の変更に伴い、預金調達コストが増加したものの、貸出金残高の増加に加え、余資運用利回りが改善したことにより、資金利益は 300 百万円増加となり、コア業務純益は 1,369 百万円と 2 期連続で 10 億円台を計上することが出来ました。

最終利益である当期純利益については、令和 7 年 3 月末比 74 百万円増加し、506 百万円となりました。

■損益状況の推移

(単位:百万円)

	R8/3 実績	R7/3 実績	増減
業務粗利益	4,003	3,448	555
資金利益	4,114	3,814	300
役務取引等利益	199	157	41
その他業務利益	▲310	▲524	214
経費	2,968	2,907	61
コア業務純益	1,369	1,075	294
貸倒償却引当費用	686	77	609
一般貸引繰入	▲23	0	▲23
償却・個引繰入	773	395	378
経常利益	770	706	63
特別損益	▲21	▲33	12
当期純利益	506	432	74
その他利益剰余金	15,101	14,584	517

ホ. 自己資本比率

令和 8 年 3 月期決算における「自己資本の額」は、優先出資を 96 億円発行したことに加え、当期純利益 506 百万円の計上により利益剰余金の額が増加したこと等を受け、令和 7 年 3 月期と比較して 10,041 百万円増加の 26,835 百万円となりました。

「リスク・アセットの額」については、令和 7 年 3 月期比 6,258 百万円減少し、130,672 百万円となりました。

この結果、自己資本比率は同比 8.27 ポイント上昇の 20.53%となり、国内基準の 4.0%を大きく上回り、高い健全性を確保しております。

■ 自己資本比率の推移

	R8/3 実績	R7/3 実績	増減
自己資本比率	20.53%	12.26%	8.27 ポイント

(2) 収益見通しの概要

令和 8 年 3 月期以降の決算につきまして、経営強化計画に基づく施策を着実に実施することで地域とともに発展し、収益力の維持・向上を着実に図ってまいります。

具体的には、復旧・復興に伴う資金需要に応えることで、業務粗利益の安定確保に取り組んでまいります。一方、経費は物価上昇等を背景に増加する見通し、貸倒償却引当費用は毎期 3 億円～5 億円程度の見通しとしています。

以上により、当期純利益は、計画後半にかけて 5 億円台へと増加していく見通しとしております。

■ 収益の見通し

(単位：百万円)

	R8/3 実績	R9/3 見通し	R10/3 見通し	R11/3 見通し	R12/3 見通し
業務粗利益	4,003	3,729	3,769	3,917	4,099
資金利益	4,114	3,661	3,658	3,813	4,002
役務取引等利益	199	166	159	152	145
その他業務利益	▲310	▲98	▲48	▲48	▲48
経費	2,968	2,963	2,977	3,032	3,070
コア業務純益	1,369	864	840	932	1,077
貸倒償却引当費用	686	550	550	550	300
一般貸引繰入	▲23	50	50	50	50
償却・個引繰入	773	500	500	500	250
経常利益	770	286	272	364	759
特別損益	▲21	▲20	▲20	▲20	▲20
当期純利益	506	186	176	241	517
その他利益剰余金	15,101	15,063	15,134	15,236	15,596

3. 剰余金の処分の方針

令和7年3月期においては、当期純利益432百万円の計上により、その他利益剰余金が増加しました。当金庫創立110周年を迎えたことから、記念配当として配当率を増加させております。

令和8年3月期においても、当期純利益506百万円の計上により、その他利益剰余金が増加しましたことから、令和7年3月期と同じ配当率にて配当を実施する予定としております。

引き続き、経営強化計画の着実な実践を通じて地域経済の再生を図っていく中で、収益力の維持・向上に努め、配当を実施・継続してまいりたいと考えております。

こうした取組みの結果、令和18年3月期末において、当期純利益は572百万円程度まで増加し、その他利益剰余金は18,198百万円程度まで積み上がると見込んでおります。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

イ. 地域経済の現状

当金庫の主要な営業基盤である石川県七尾市は能登半島の入口に位置し、能登観光の拠点となる和倉温泉を有しており、宿泊・サービス業などの観光業が、主要産業の一つとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が大きく減退し、令和6年1月の能登半島地震、同年9月の奥能登豪雨を機に、人口減少、少子高齢化が急速に進みました。更に、人手不足、物価高騰の影響も重なり消費は弱く、地域経済全体は停滞している状況にある一方で、復旧・復興関連工事等の進展により復興需要は着実に改善しており、先行き見通しも緩やかに回復してくるものと考えております。

なお、令和7年度の石川県内の観光入り込み状況については、震災前の水準には及んでいないものの、令和6年度比では増加しており、今後、緩やかに持ち直すことが期待されています。

■当金庫店舗が位置する市町村の概要

(単位：人、世帯、所)

	人口		世帯数 (R8. 3. 1)	事業所数 (R3. 6. 1)
	(R8. 3. 1)	R1. 12. 1 比増減		
石川県 七尾市	44, 147	▲7, 791	19, 337	3, 081
金沢市	453, 306	▲10, 619	209, 395	24, 881
羽咋市	18, 682	▲1, 758	8, 040	1, 050
輪島市	18, 222	▲6, 485	7, 774	1, 581
かほく市	35, 559	726	13, 805	1, 614
野々市市	58, 618	2, 160	28, 031	2, 298
羽咋郡	26, 892	▲4, 119	11, 392	1, 431
鹿島郡	15, 081	▲1, 592	6, 042	671
鳳珠郡	19, 311	▲4, 316	8, 704	1, 523
河北郡	62, 310	▲1, 090	25, 650	1, 881

(出所) 石川県の人口と世帯(令和 8 年 3 月 1 日現在、令和元年 12 月 1 日現在)、令和 6 年石川県統計書の概要

■石川県内の観光入り込み状況

(単位：千人)

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	R5 比増減 (地震前比)	R6 比増減
石川県全体 観光入り込み客数	21, 538	18, 862	19, 629	▲8. 9%	+4. 1%
うち能登地域	6, 273	2, 841	3, 724	▲40. 6%	+31. 1%
和倉温泉宿泊者数	594	87	171	▲71. 2%	+96. 4%

(出所) 統計からみた石川県の観光(令和 5 年～令和 7 年)

ロ. 新型コロナウイルス感染症の影響

宿泊・サービス業を主要産業としている能登地域では、新型コロナウイルス感染症の発生とともに人の流れが止まり、地域経済に与える影響は大きいものでありました。

当金庫としましては、企業の資金繰り把握からの融資等支援に積極的に努め、事業継続を優先とした営業活動を実施してきました。しかしながら、返済原資確保の見通しが厳しい中で資金応需した企業の中には、回復までに時間がかかり思うように売上が伸びず、返済猶予、倒産に至る企業も一部出てきています。

また、行動制限からの経済活動の変化もあり、これまでの事業からの転換を迫られた企業もありました。

ハ. 能登半島地震等の影響

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により徐々にその影響が落ち着き回復に向かいつつあった中、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震は、未曾有の自然災害となり、人的被害のほか、地域の社会インフラを含め多くの生産拠点や設備・住宅に大きな被害をもたらしました。人口の流出からマーケット縮小と過疎化が急速に進み、能登地域に拠点を置く事業者においては、今後の見通しが立たず、また、以前からの課題である後継者不在から事業廃業を選択する取引先もあります。

当金庫の主要な営業基盤である和倉温泉の被害は大きく、解体や護岸工事から進めていくと復旧・事業再開までには相当の期間がかかるものと思われます。

一方で、復旧・事業再開までに要する期間が長いほど、観光地としてのイメージ低下の懸念もあります。

当金庫としましては、その間の事業継続を支え、事業再開に向けた支援に取り組んでいく方針です。当金庫は、令和8年3月末現在で和倉温泉旅館協同組合に加盟する19旅館のうち半数以上と融資取引があり、当金庫がメインバンクを務めるのが8旅館、そのうち4旅館が営業再開済み、1旅館が令和8年中、3旅館が令和9年以降の営業再開を予定しています。

さらに、令和6年9月には奥能登豪雨による被災で、震災復旧の途上にさらなる被害を受けた事業者もあり、早期の復旧に向けては地域を挙げた協力が必要な状況です。

二. 当金庫の基本的な取組姿勢

当金庫は、取引先、地域の業況等把握に努め、円滑な資金供給に取り組んでまいります。また、取引先や地域と同じ目線に立ちあらゆる手段を活用して課題解決に取り組み、支援していきます。そのためには、官と民や民間同士をつなぐ役割のもと、仲介機能を発揮し、スピード感のある復興に尽力したいと考えています。

主に、なりわい補助金等申請支援、事業承継支援、販売先のマッチングなどの仲介により、事業者の付加価値が高まる経営支援サービスを積極的に提供してまいります。販売先のマッチングに関しては、同じ能登に本店がある興能信用金庫と復興支援での業務提携を令和6年12月に提携し、現在、休眠預金を活用した事業を共同で進めています。

取引先に事業を続けていただくことが地域経済の復興につながります。これらの実現に向けて汗をかき支援することが地域金融機関の役割であり、信用金庫の存在理由と考えます。

また、当金庫の「経営理念」は「基本理念」と「行動指針」で構成され、70周年に際して、新しい信用金庫を目指すために制定されました。

のとしんの基本理念、行動指針の底に流れているものは、人と人とのかかわり合いを大切にする心であり、相手の身になって考えることを生きがいとする心であり、のとしんの役職員一人ひとりが、地域社会やそこに住むすべての人々に支えられていることを深く認識し、基本理念、行動指針の「心」のもと、それぞれが力を合わせ、役割や責任を果たして行きたいと考えていくものとなっています。

これらの経営理念に則る経営を全うしてまいります。

■当金庫の基本理念

心

基本理念

人びとの幸せと
郷土の繁栄をねがい
すばらしい^{あした}未来を実現するために
若さと誠意と情熱をもって
たゆみなく前進します

■当金庫の行動指針

「心を大切にする」ころ

行動指針

まごころで接しよう	そこに信頼が芽ばえる
笑顔でつつもう	みんなが心豊かになる
思いやりをもとう	まわりに幸せが広がる
創意をみがこう	そこに活力が生まれる
チャレンジしよう	そこにこそ ^{あした} 未来が開ける

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(イ) 組織体制（本部・営業店）

当金庫では、新型コロナウイルス感染症、能登半島地震、奥能登豪雨による被害を受けて業績が悪化しているお客様に対し、これまで以上に復興支援を進めることを目的とした支援体制を以下のように整え、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための取組みを強化しております。

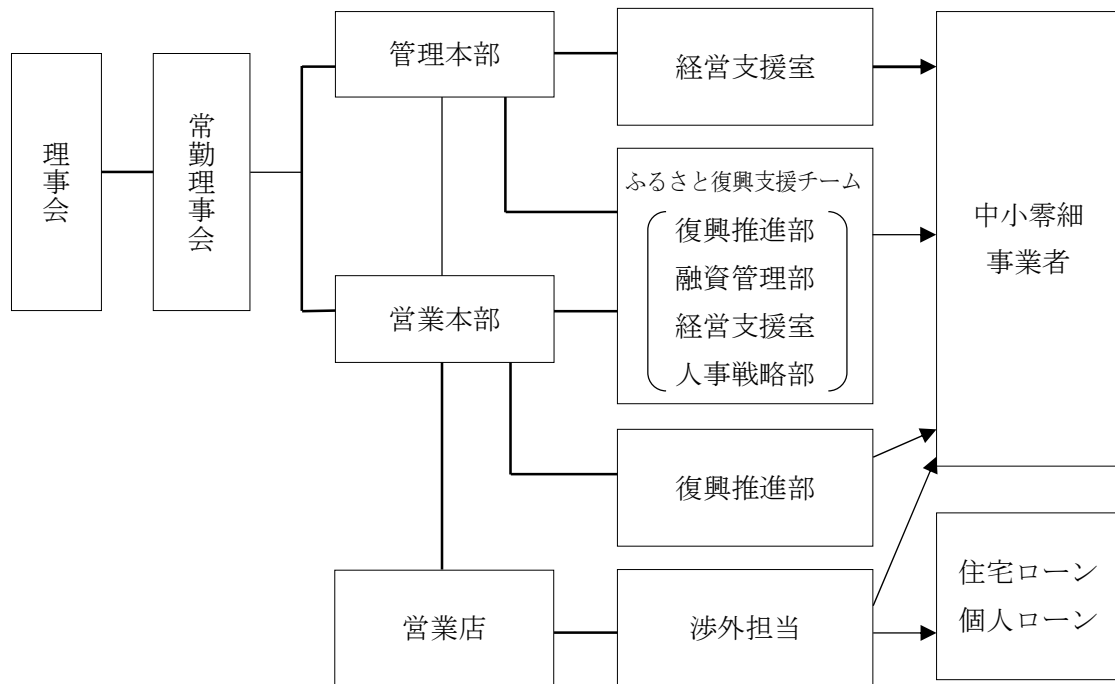
まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様の金融支援・事業支援を行うため、本部組織として経営支援室を設置しました。また、営業店・関連本部が一同に集い情報共有を行う場「疾風勁草会議」を立ち上げ、各部が連携して課題解決支援策を検討・提供してまいりました。

また、能登半島地震後、地域創生業務に取り組んできた「ふるさと創生部」を「復興推進部」に改組し、復興の専担部署としての位置づけを明確化しました。復興推進部が中心となって、被災した方々の資金繰り相談や各種補助金の申請を支援してまいりました。

併せて、令和6年能登半島地震に係る被災者の生活再建に向けた支援パッケージが公表されたことを受け、当金庫としても、本支援策を最大に活用

しつつ、お客さまの生活と生業の再建への支援を通して、ふるさと能登の復興に集中的に取り組むため、本部各部および全営業店の横断的な組織として「ふるさと復興支援チーム」を発足いたしました。

■震災復興支援体制（令和6年4月1日以降）



(ロ) 相談窓口

当金庫は、令和2年2月から、全営業店に「新型コロナウイルス等の相談窓口」、「休日相談窓口」およびフリーダイヤルを設置し、多くのお客様の相談に対応できるよう体制を整備いたしました。

また、令和6年能登半島地震の発生翌営業日から、甚大な被災地であり一時的に臨時休業を強いられた輪島支店を除く全営業店に、「令和6年能登半島地震の災害等による相談窓口」およびフリーダイヤルの設置（輪島支店にも営業再開後に設置）、また、奥能登豪雨発生時においても翌営業日から「能登豪雨の災害等による相談窓口」およびフリーダイヤルを設置し、被災した多くのお客様の相談に対応できるよう体制を整備いたしました。

(ハ) 融資相談への弾力的な対応

当金庫では、被災者の方々の金融支援に取り組むため、全営業店に相談窓口を開設し、復旧・復興の資金需要に対応するための商品発売を行うとともに、返済の一時停止、条件緩和、手数料の減免等弾力的な対応を積極的に実施してまいりました。

また、個人のお客さまに対しては、資産形成のための「あんがとセミナー」を開催し、生活再建に向けた相談支援を実施いたしました。

今後とも、お客様からの様々な相談に応じられるよう、「ふるさと復興支援チーム」が中心となった支援等を通じて地域の皆様に円滑な金融仲介を行い、早期の復旧・復興を後押ししてまいります。

(二) 人材育成

当金庫では、新型コロナウイルス感染症発生以降、取引先の状況把握からの課題発掘、そして課題解決のための提案、支援を積極的に行うため、補助金等の申請支援トレーニー制度を実施してまいりました。

能登半島地震後においては、主になりわい補助金制度の研修および申請支援の指導を行っております。そうした人材が取引先に対して、なりわい補助金制度の案内や補助金申請の支援等の支援実績が積み上がってきており、被災事業者の復旧・復興に向けた後押しに取り組んでおります。

エリア担当者の設置および専担によるOJTの実施など人材育成に取り組んでいます。そうした人材が被災者の生活再建に向けた相談に乗り、金融等支援に取り組んでおります。

ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当金庫は、これまでも中小規模の事業者に対する円滑な信用供与に積極的に取り組んでまいりました。

地域の復旧・復興に向けた中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況等について、融資管理部・経営支援室が各営業店における実績等を取りまとめ全役職員に通知することとしております。

また、融資管理部は、大口与信先に対する信用供与の実施状況をALM委員会で協議し、常勤理事会の承認を得るとともに、常勤理事会で決議された指示事項を当該営業店に通知することとしております。

経営強化計画に掲げた各種施策等の取組みについても、総合戦略部が取りまとめ、定期的に理事会等において進捗状況の管理を徹底し、施策の取組みが十分でないと認められる場合には、理事会等から担当部門に対して、要因分析および具体的な対応策の検討・企画立案を指示することとしております。

ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

(イ) 経営者保証ガイドラインに関する措置

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分

に踏まえ、お客様からの借入・保証債務の整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。

引き続き、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めてまいります。

■経営者保証に関するガイドラインへの取組み（令和8年3月末現在）

（単位：件）

	令和6年度	令和7年度
新規に無担保で融資した件数	817	473
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.08%	38.30%
保証契約を解除した件数	17	14
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	1	0

(ロ) 動産担保ローン（ABL）の取扱い

当金庫では、地域経済の発展および地域金融の円滑化を図るため、お客様の資金繰りをサポートし、中小零細事業者の事業発展に向けて、資金調達手段の多様化を図るべく、動産担保ローン（ABL）を提供しております。

今後も更なる地域への円滑かつ適正な資金供給と金融サービスの提供の充実を図るべく、既存商品の提供および新商品の開発に積極的に取り組んでまいります。

■動産担保ローン（ABL）の取扱状況（令和8年3月末現在）

（単位：件、千円）

	太陽光	機械	肥育牛	計
実行件数	72	17	3	92
実行金額	669,374	9,298	389,500	1,068,172

(ハ) 石川県信用保証協会との連携

コロナ禍で県内中小企業・小規模事業者の経営が大きく変化しており、地域経済にとって事業継続を諦められてしまうことが最大のリスクであると捉え、地域の課題を地域全体として解決していくために関係機関との認識共有が重要であることから、石川県信用保証協会と石川県内4信用金庫間で令和3年以降ラウンドテーブルを通じて情報連携を行ってきたほか、信用金庫職員を信用保証協会に半年程度派遣する事業者支援トレーニー制度を実施するなど、役員から職員まで重層的な関係を構築しています。

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、石川県信用保証協会と連携し資金繰り支援、本業支援（創業支援、経営改善支援、事業再生支援、事業変革支援）等、金融の円滑化に努めています。

加えて、石川県信用保証協会の制度である「専門家派遣制度」を活用し、

お客様の売上・集客の増加や事業計画の策定、ホームページ・SNS のアクセス増加、生産性の向上等といった多様なニーズに対応できる態勢を構築しております。

また、石川県信用保証協会が女性経営者の支援に向けて立ち上げたチームである「エコート」を積極的に活用することで、女性創業者および女性経営者、また、女性の視点を事業に取り入れたい事業者を支援してまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況および新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

イ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響および能登半島地震の被災状況に係る調査・結果

当金庫は、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念され、優先的に伴走支援や事業継続のサポートを行う必要があると判断したお取引先を「期中支援先」として抽出し、営業店と本部が連携して支援に取り組んでまいりました。

また、能登半島地震の発生後は、従来の期中支援先の対象に加え、被災影響がより大きく伴走支援が優先的に必要な先を「事業再生支援先」として抽出し、営業店と本部で情報を共有しながら、お取引先の経営改善・事業再生のための各種本業支援・指導・モニタリング等を集中的に実施しております。

■事業再生支援先の状況（令和8年3月末現在）

（単位：先、百万円）

	事業再生支援先	うち経営改善支援先
先数	63	55
融資残高	8,622	6,400

■能登半島地震の被災状況（令和8年3月末現在）

（単位：先）

	被災先数	被災内容の内訳			
		損壊	再開	休業	廃業
七尾市	694	587	651	15	27
志賀町	212	166	199	2	11
輪島市	127	125	97	17	13
穴水町	48	46	34	2	12

(ロ) **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者および能登半島地震の被災者からの申し出により約定弁済の一時停止および条件変更をした実績**

当金庫は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に加えて、令和 6 年能登半島地震および奥能登豪雨の未曾有の自然災害の影響を踏まえ、事業者等の資金繰り支援を喫緊の課題とし、貸付条件変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取り組んでおります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症や能登半島地震に起因した「返済金額の軽減処置先」および「元金償還の一定期間の据置先」の自己査定において、1 年間の元金据置等を最大 3 年間許容することとし、お客様の条件変更が必ずしも条件緩和債権に該当しないよう対応しました。

また、条件変更にかかる手数料についても、お客様の状況を鑑み一定期間全額免除することとしました。

引き続き、事業者の円滑な事業継続に向けて、きめ細やかな支援を行ってまいります。

■**貸付条件変更等を実行した貸付債権数**（令和 2 年 3 月 10 日～令和 8 年 3 月 31 日）

（単位：件）

	中小企業	住宅資金
貸付条件の変更等を実行した貸付債権の数	6,629	102
うち新型コロナウイルス感染症、能登半島地震等の影響によるもの	1,540	7

(ハ) **新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者および能登半島地震の被災者に対する信用供与の実績**

当金庫では、「新型コロナウイルス感染症等相談窓口」や「令和 6 年能登半島地震の災害等による相談窓口」等を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響があったお取引先や能登半島地震で被災したお取引先からの金融相談を広く受け付け、円滑かつ迅速な信用供与に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたお客様支援の一環として、営業店の渉外担当者および融資担当者がお客様を訪問し、影響度合いをよくヒアリングした上で、事業者毎に適した制度融資の説明を実施しているほか、「セーフティネット保証（4 号・5 号）」や「危機関連保証」および石川県制度融資（経営安定支援融資）等の制度融資の内容を役職員が十分に理解できるよう研修を実施し、他店の取組状況も共有することで、事業者丁寧に説明ができるような態勢の構築を図っております。

今後におきましても、復興および地域経済の活性化に向けて、中小規模事業者等への積極的な資金供給に努めてまいります。

■コロナ関連融資（令和８年３月末現在）

（単位：件、百万円）

	実行（累計）		条件変更（累計）	
	件数	金額	件数	金額
事業資金	3,116	43,652	201	2,418
うち保証協会付	2,971	40,116	201	2,418
消費資金	161	213	0	0

■能登半島地震関連融資（令和８年３月末現在）

（単位：件、百万円）

		実行件数	実行金額
事業資金		785	18,543
	うち保証協会付	715	10,374
消費資金	住宅ローン	315	1,298
	その他	555	1,137

ロ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

（イ）営業店機能の維持・強化と見直し

当金庫では職員数が減少する中、効率的な業務運営を行うべく、本店営業部を除く全店で昼休業を導入しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるべく、全支店に消毒液・窓口にアクリルパネルを設置し、感染防止対策を徹底することで、お客様に安心して来店いただける環境作りを行いました。

営業担当者においては、マスク着用の義務化と消毒液の常備等により、徹底した感染防止策を講じることで、渉外活動を継続してまいりました。

今後におきましても、営業店機能の維持・強化を図りながら、本部各部および全営業店の横断的な組織「ふるさと復興支援チーム」を中心に、令和６年能登半島地震により被災しましたお客様の生活と生業の再建を支援してまいります。

（ロ）お客様への相談窓口の周知

当金庫では、新型コロナウイルス感染症、令和６年能登半島地震および奥能登豪雨の際に相談窓口やフリーダイヤルを設け、多くのお客様の相談に対応できるよう体制を整備のうえ周知を図りました。

今後におきましても、震災復興その他の多岐にわたる課題解決に向け、お客様からの相談に応えられるよう取り組んでまいります。

（ハ）新商品の開発・提供

・のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」の取組み

当金庫は、長引くコロナ禍などの影響を受けながらも、自らの課題解決や

事業価値向上に果敢に挑戦するお取引先を支援するため、令和4年4月より
のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」ならびに営業店と本部による支援
者会議「疾風勁草会議」の取組みスキームを開始しました。

これは営業店と本部が連携した本業支援を行うことにより、お取引先の
課題解決を目指し、その経営改善、事業安定に寄与することで持続的な地域
経済の発展に資することを目的としています。本業支援メニューは事業承継
支援、新商品・サービス開発、補助金申請支援、販路開拓支援、人材活用
支援、経営改善計画策定支援、SDG s 活用支援などで、外部専門機関も交えて
課題解決に取り組み、持続可能なビジネスモデルの構築を支援いたします。

疾風勁草とは、苦難の時ほどその人の真価がわかるという意味の中国故事
であり、当金庫が地域やお客様の苦難の時にこそ地域金融機関としての真価
を発揮し、地域で一番頼りにされる存在でありたいということを理念として
継続的に取り組みたいと考えます。

今後におきましても、復旧・復興の各段階に応じた融資商品等の提供に
取り組んでまいります。

・懸賞品付き復興応援定期預金の取組み

令和6年1月1日に発災した能登半島地震は、地元経済にも大きな打撃を
与え、社会全体で被災地の復旧・復興支援を実現させなければなりません。

そこで、被災地域の事業者の商品を懸賞品とした懸賞品付き定期預金を
復興応援定期預金として発売し、被災事業者の救済と災害復興の一助として
取り組んでおります。

また、復興までは相当期間を要するため、当商品の取扱いについては、1回
限りとせず、年2回発売し、複数年度にわたり継続して取り扱うことで、
できる限り多くの事業者を支援してまいります。

(二) 事業支援

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様に対して、
「新型コロナウイルス感染症拡大に係る事業者アンケート」を実施し、その
後も一定の頻度での面談を継続することによって、実態把握に努めてまいり
ました。

また、能登半島地震後は、ふるさと復興支援チームや復興推進部が中心と
なり、事業者の各種課題解決に取り組んでおります。

与信取引先や一定の業種に限定せず、当金庫との与信取引のない事業者に
についても訪問等により面談を実施し、きめ細やかな実態把握に努めることで、
以下の事業支援に対応してまいります。

・販路拡大支援

お客様の販路拡大について、信金中央金庫が提供する「しんきんコネクト」の利用促進や、全国の信用金庫と連携した商談会の開催等を通じて、全国の信用金庫のネットワークを活用した支援を実施しております。

今後におきましても、同じ能登地域に本店を構える興能信用金庫と連携し休眠預金を活用した事業に取り組むなど、お取引先の事業継続および成長につながる販路拡大支援に取り組んでまいります。

・補助金支援

当金庫は、コロナ禍の影響を受けたお取引先に対し、新分野への事業展開を支援する「事業再構築補助金」の申請支援を積極的に行ってまいりました。

その結果、北陸三県の信用金庫では最も多い採択実績をあげることができました。

お取引先の課題解決に向け、申請時から事業計画の策定をサポートし、事業の回復を促してきたもので、今後も継続的に取り組んでまいります。

■事業再構築補助金の取組み（令和 8 年 3 月末現在）

（単位：件、％）

	採択件数	シェア
石川県内申請分	1,049	100.0
うち当金庫支援先	89	8.4

令和 6 年能登半島地震により被害を受けた事業者の施設・設備の復旧・整備を支援する「石川県なりわい再建支援補助金」の情報提供や申請の支援に取り組んでまいりました。その結果、令和 8 年 3 月末現在で 220 件の申請、交付決定が 85 件となっており、引き続き事業者の早期再建に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、小規模事業者・中小企業者の再建、販路開拓を支援する「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」「中小企業者持続化補助金（災害支援枠）」等についても、令和 8 年 3 月末現在で 134 件の申請、交付決定が 123 件となっており、こちらについてもより強化して取り組んでまいります。

■なりわい補助金および持続化補助金の取組み（令和 8 年 3 月末現在）

（単位：件）

	申請（予定含む）	交付決定
なりわい再建支援補助金	220	85
小規模事業者・中小企業者持続化補助金（災害支援枠）	134	123

（ホ）二重債務問題への対応（能登半島地震復興支援ファンドの活用等）

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、能登半島地震の被害を受けた

お客様の中には、既存の債務と、震災後の事業や生活の再建に向けた新たな債務を負う、いわゆる二重債務問題が生じております。

二重債務問題に悩まれているお客様に対しては、以下の事項に取り組んでまいります。

・官民連携による「能登半島地震復興支援ファンド」の活用

新型コロナウイルス感染症および能登半島地震による被害により過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）および独立行政法人中小企業基盤整備機構が石川県や地域金融機関等と設立した「能登半島地震復興支援ファンド」について、その特性を考慮の上、対象となるお客様に事業再生の機会がご提供できるよう、活用を検討してまいります。

■能登半島地震復興支援ファンドの取組み（令和 8 年 3 月末現在）

ファンドによる買取件数	3 件
当金庫が譲渡した債権額	97,663 千円

・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの活用

能登半島地震および奥能登豪雨等の影響で住宅ローンや事業性ローンのご返済にお困りの個人のお客様については、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで、一定の要件のもと、既往債務の免除・減免を受けることができます場合があります。

当金庫では、震災の被害を受けられた個人のお客様の生活再建に向けて、ご返済の猶予や「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」などの相談に柔軟に対応してまいります。

■ガイドラインの取組み（令和 8 年 3 月末現在）

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」受付件数	38 件
---------------------------------	------

(ハ) 外部機関との連携強化

お客様の状況を総合的に勘案した上で、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働、石川県の「能登産業復興相談センター」や中小企業活性化協議会との連携のほか、石川県の再生ファンドである「能登半島地震復興支援ファンド」の活用を検討してまいります。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

当金庫は、平成 26 年 1 月、七尾市、七尾商工会議所および日本政策金融公庫の 4 機関で「業務提携・協力に関する協定書」を締結し、創業支援に係る官民一体となったワンストップ支援体制「ななお創業応援 カルテット」を設立しました。創業を思い立った初期段階から創業後のフォローまでの支援を実施し、当地域での創業を円滑化することで事業所減少に歯止めをかけることを目指しております。

これまでのカルテットによる支援活動を通じて令和 8 年 3 月末現在で 133 件の創業実績が出てきておりますが、令和 6 年能登半島地震以降の人口減少の進展に鑑みますと、地域経済の活性化に向けては創業および新事業開拓の重要性が一層高まっていることから、引き続き創業支援を強化してまいります。

ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

当金庫では、お客様の DX 化や GX 化といった課題を切り口とし、提携する専門家による助言や補助金申請の支援を実施しております。新規事業企画や新商品開発に際しては、「新事業促進補助金」や「小規模事業者持続化補助金」、「ものづくり補助金」といった各種補助金の活用を提案し、その後の伴走支援を実施しております。

お客様の販路拡大についても、信金中央金庫が提供する「しんきんコネクト」の利用促進や、全国の信用金庫と連携した商談会の開催等を通じて、全国の信用金庫のネットワークを活用した支援を実施しております。

また、お客様の人材活用ニーズにあたっては、首都圏の副業人材や兼業人材を活用することで支援を行っております。

能登半島地震により被災したお客様については、被災度合いに応じて「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」や「なりわい再建支援補助金」の申請に向け、石川県等のアドバイスも受けつつ、事業計画（収支計画含む）策定支援や、専門家の紹介等を通じた伴走支援を実施しております。

ハ. 早期の事業再生に資する方策

当金庫では、前記のとおり、ふるさと復興支援チームを設置し、事業再生支援先に対する経営改善計画の策定支援のほか、石川県が提供する「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」や「なりわい再建支援補助金」等も活用するなど、お客様の事業再生に向けた支援に取り組んでおります。

また、能登半島地震により被災したお客様について、復興推進部を中心に、被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、

ヒアリングやモニタリングにより、経営者の定性面の実態把握に努め、事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を構築いたしました。

今後におきましても、早期の事業再生が必要と認められるお客様について、事業再生に向けた計画の策定支援等に積極的に取り組み、必要に応じ能登半島地震復興支援ファンドの活用も検討してまいります。

二. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当金庫のお客様である中小零細事業者の中には、高齢等の理由のほか、今般の能登半島地震および奥能登豪雨を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定し、事業承継時に発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と連携を図り、事業承継を支援できる態勢を構築してまいります。

また、石川県が運営する事業承継引継ぎ支援センター等とも連携し、石川県が提供するオープンネーム方式による第三者との事業承継マッチングに取り組むとともに、信用金庫業界専用のM&Aプラットフォーム「しんきんトランビプラス」を活用したマッチングにも積極的に取り組んでまいります。なお、令和8年3月末における事業承継引継ぎ支援センターへの相談件数は6件となっております。

そして、地元商工会議所等が開催する中小企業診断士による「事業承継に関する講座」等と連携を図るほか、当金庫独自の事業承継に関するセミナーの開催等も検討してまいります。

5. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制および今後の方針

イ. ガバナンス体制

当金庫では、経営全般を管理・監督する機関および重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事 5 名と非常勤理事 4 名で構成する理事会を設置しております。理事会には、業務執行に係る監査の一環として、常勤監事 1 名および員外監事を含む非常勤監事 2 名も出席しております。

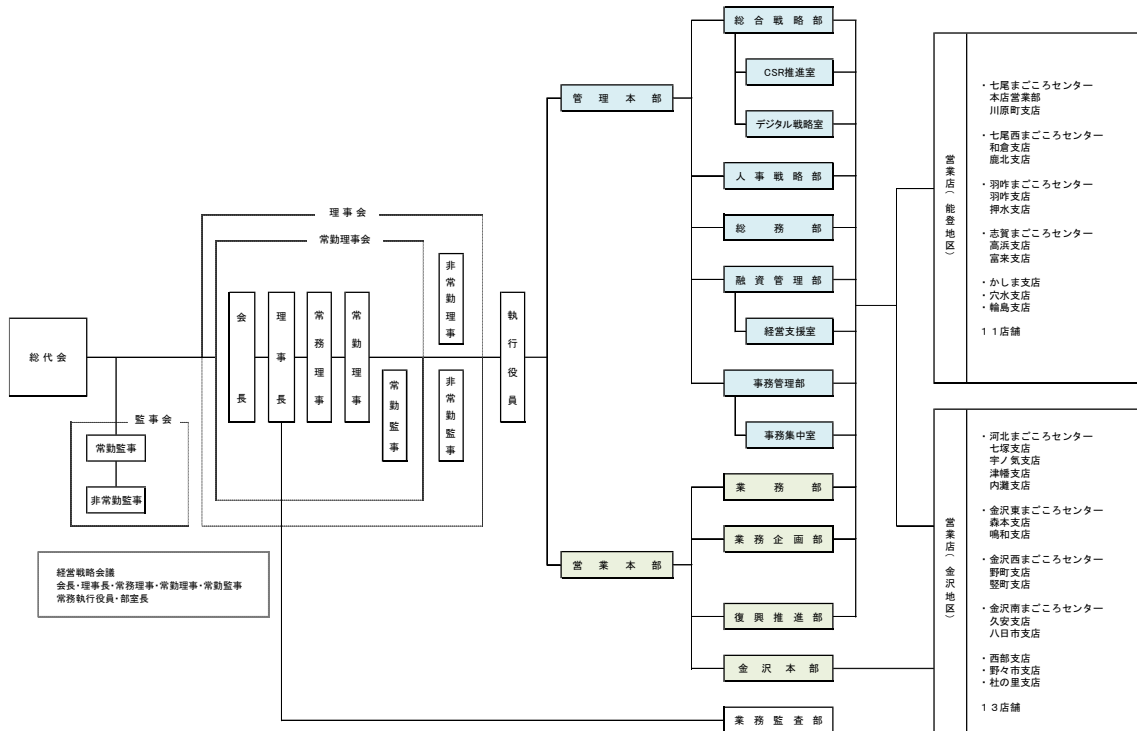
また、日常的な業務運営においては、常勤理事および常勤監事で構成する常勤理事会を毎週月曜日に開催して、業務執行に係る検討および必要な決議を行い、健全かつ適切な運営の確保に努めております。さらに、大口先に係る融資や金庫経営における重要事項については、常勤理事と非常勤理事で構成する理事会を開催し、審議しております。

加えて、常勤役員および幹部職員で構成する経営戦略会議を設置し、各本部からの審議・報告事項が付議され、必要に応じ常勤役員から指示を行うこととしております。

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための体制整備がもっとも重要であると考え、「内部管理基本方針」を定めております。この基本方針のもと、「コンプライアンス基本方針」「リスク管理の基本方針」「自己資本管理方針」「お客様本位の業務運営に関する取組指針」「個人情報保護方針」および「反社会的勢力に対する基本方針」等を制定し、また各種規程・要領を整備した上で、これらの重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営および適切な経営管理態勢の確保に努めております。

今後におきましても、内部管理基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてまいります。

■組織図（令和8年4月1日現在）



ロ. 経営強化計画の進捗管理

経営戦略会議にて経営強化計画に係る施策の実施状況を管理するとともに、取組みに関して十分でないと認められる場合は、その要因分析と対応策の立案を各部門に指示することとしております。

経営強化計画の実践にあたりましては、経営戦略会議を主体に PDCA サイクルを回していくこととなりますが、その最高責任者は理事長であり、また理事長の補佐として常勤理事が責任をもって推進していくこととし、実行性の確保に努めてまいります。

(2) 法令等遵守態勢（内部通報制度を含む。）および今後の方針

当金庫は、法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。

また、当金庫では、管理本部長を委員長とし、関連部門職員で構成するコンプライアンス委員会を毎週火曜日に開催し、問題点を把握するとともに、改善のための

施策を検討しております。検討結果につきましては、常勤理事会に報告するとともに各部店にも周知し、コンプライアンスの徹底に努めているほか、コンプライアンスの重要性を十分認識し、年度毎のコンプライアンス・プログラムに沿った各種施策の実施により、意識の醸成を図っております。

さらに、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス部門の管理者および顧問弁護士に通報・相談等を行うことができる受付窓口を設置しております。今後におきましても、法令等遵守を徹底してまいります。

(3) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針

イ. 内部監査体制

当金庫では、監事監査および業務監査部における内部監査により、業務執行に対する監査を行い、経営の健全性の維持・向上に努めております。

監事につきましては、理事の業務執行の適切性を確保するために、常勤 1 名、非常勤 2 名を選任しております。監事は、理事会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、業務監査および会計監査を通じ判明した問題等について、必要な提言や勧告等を行っております。また、当金庫の内部監査部門である業務監査部と連携し、業務執行の適切性を検証した上で、その結果を理事会等に報告しております。

業務監査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄の組織としております。業務監査部は、「内部管理基本方針」

「リスク管理の基本方針」に基づき制定している「監査規定」に則り、各部店における内部管理態勢、顧客保護等管理態勢、法令等遵守態勢およびリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。また、これらの結果については、本部各部と情報を共有し連携するとともに、全部店にも還元することで再発防止に努めております。今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図ってまいります。

ロ. 外部監査体制

当金庫では、業務の健全性を確保するため、経営全般について会計監査人による定例的な監査を受けております。今後におきましても、業務執行の健全性を維持し、経営強化計画の実効性を高めるためにも外部監査を継続して受けてまいります。

なお、当金庫は、信金中央金庫が策定する経営強化指導計画にもとづき、経営強化計画の実施状況や当金庫の財務の状況等を信金中央金庫あて報告すると

ともに、信金中央金庫によるモニタリングを通じて経営強化計画の実施に資する指導および助言を受けることとなります。

（４）与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針

当金庫は、相互扶助の精神のもと地域の繁栄を図る協同組織金融機関として、金融の円滑化等に取り組んでおりますが、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正確に把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるよう統合的にリスク管理を行い、健全性の確保と収益性の維持・向上を図っております。

なお、リスク管理については、「リスク管理の基本方針」にリスク・カテゴリごとのリスク管理方針を定め、各種規程・要領を整備するとともに、リスクの状況を常勤理事会に報告する等、管理体制の整備・改善に努めております。

引き続き、各種研修・勉強会等を通じて全役職員のリスク管理に対する高い意識を醸成し、適切なリスク管理体制を維持・強化するとともに、実効性の確保に努めてまいります。

イ．信用リスク管理

当金庫では、信用リスク管理要領等を定め、それに基づく与信管理の徹底および審査体制の充実を図り、信用リスクの適正な把握とコントロール・削減に努めております。

具体的には、信用リスク管理手順書や担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査に努めております。また、当金庫の経営に大きな影響を及ぼす可能性がある名寄せ後総与信 1 億円以上の大口与信先や、延滞債権等の管理債権先については、常勤理事会において個別の取組方針を策定し、融資管理部・経営支援室がその進捗状況を常時管理し、常勤理事会にてその進捗状況を報告しております。

なお、営業店の目標設定や評価は業務企画部が担うことにより、審査と推進に係る組織上の分離を図りながら、適切な信用リスク管理を実現すべく態勢を構築しております。

今後におきましても、引き続きお客様の実態把握に努め、信用リスク管理の徹底に努めてまいります。

ロ．市場リスク管理

当金庫では、市場リスクの適切な管理を図るため、統合的リスク管理要領に基づき、市場リスク管理要領および市場リスク管理手順等を定め、その態勢整備およびリスク管理の高度化に向け取り組んでおります。

また、具体的運用に当たっては、資金運用基準においてポジション枠、保有限度額、リスク限度、有価証券運用方針等を定めるとともに、四半期毎にリスク量の測定・分析を実施し、その結果を ALM 委員会、常勤理事会に報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる態勢を整えております。

今後におきましても、引き続きリスク管理の基本方針等に沿った運用を図るとともに、市場リスクの把握・コントロールに取り組み、市場リスク管理の徹底に努めてまいります。

ハ. 流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスク管理要領を制定し、資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより、流動性危機を想定した対応策を確立しております。

流動性リスク管理要領等では、短期間で資金化が可能な資産について支払準備資産として一定額以上保有することを定めております。

また、資金繰りの逼迫度区分に応じて、「平常時」、「懸念時」および「危機時」に区分し、それぞれの危機管理レベルにおける対応態勢も定めております。

今後におきましても、引き続き流動性リスク管理の徹底に努めてまいります。

二. オペレーショナル・リスク管理

当金庫では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、その他リスク（法務、人的、有形資産、風評）に分類し、各リスクの管理方針および管理規程等を整備し、各リスクの状況を ALM 委員会において分析・検証を行ったうえ、半期に一度常勤理事会に報告する態勢を構築し、リスクの極小化および顕在化の未然防止に努めております。

また、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスの発生の都度、事務事故発生報告書を作成し発生原因の分析を行い、経営陣へ報告するとともに、事務事故発生事例として全部店に通知し周知することで類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。さらに、半期毎に事務事故の部店別、種類別等の集計を行い経営陣へ報告するとともに、結果を全部店に還元し更なる注意喚起を行っております。

今後におきましても、引き続き管理方針、規程等に沿った管理を継続して行うとともに、必要に応じ管理態勢の改善を継続的に図り、オペレーショナル・リスク管理の徹底に努めてまいります。

以 上